

福岡医発第531号(地)

平成17年 6月 9日

各 医 師 会 長 殿



福 岡 県 医 師 会
会 長 竹 嶋 康 弘



「医療保険制度改革における日本医師会の考え方」の送付について

平成17年6月7日に「医療保険制度改革における日本医師会の考え方」を公表し、これに沿って今後の施策を進めていく旨、日本医師会より別紙のとおり連絡がありましたので取り急ぎお知らせいたします。

日本医師会において、この考え方を基本とし、より具体的な方策を社会保障審議会医療保険部会等で主張していくこととなります。

これに対し、本会といたしましても、全力をあげて協力してまいりますので、貴会におかれましても何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

会長 丸山 泉

事務連絡(保35)F

平成17年6月8日

都道府県医師会

保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

松原 謙



『医療保険制度改革における日本医師会の考え方』
の送付について

『医療保険制度改革における日本医師会の考え方』につきましては、昨日の日本医師会常任理事会で承認の上、同日に考え方の基本方針を公表いたしました。日本医師会はこの考え方に沿って、今後の施策を進めてまいる所存であります。

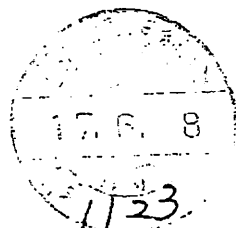
また、この基本的な考え方をより具体的なものにして、社会保障審議会医療保険部会等で本会の考え方を主張してまいりたいと考えております。

ここに、昨日公表いたしました考え方を取り急ぎ、FAXにてご送付申し上げますので、ご査収くださいますようお願いいたします。

(添付資料)

1. 医療保険制度改革における日本医師会の考え方

(平成17年6月7日 日本医師会)



平成17年6月7日

日本医師会

医療保険制度改革における日本医師会の考え方

1. 医療保険制度改革における基本方針

- ・ 国民皆保険制度を堅持する。
- ・ 新たな高齢者医療保険制度を創設し、国民の不安を払拭する。
- ・ 高齢者医療保険制度においては、高齢者の特性ならびに個々の疾患に配慮するが、医療内容が年齢によって急に規制されるものであってはならない。
- ・ 高齢者医療保険制度においても保険制度であることを堅持し、自助・共助・公助を基本とする。
- ・ 医療保険制度は国民に必要十分な医療を給付するため現物給付によって成り立っている。現金給付である介護保険制度とは統合し得ない。
- ・ GDP等の経済指標を基本とする医療費の伸び率管理は、必要かつ安全な医療の確保を阻害する点から容認できない。
- ・ 高齢者医療の充実のためには、生活習慣病対策を推進し、高齢者になっても健康を維持できるようにする。
- ・ 患者自己負担は軽減すべきであり、少なくとも現状を超えるものであってはならない。
- ・ 国は被用者の定年退職年齢が65歳になるよう努力すべきである。

2. 新たな高齢者医療保険制度の創設

- ・ 対象：75歳以上の高齢者。
- ・ 保険者：国とする。但し一定期間後、都道府県単位とすることも検討する。
- ・ 財源構成：患者自己負担10%、保険料10%（但し低所得者への配慮を行う）。残りは公費ならびに国民的共助によって構成する。

3. 一般医療保険制度の改革

- ・ 老健拠出金、退職者給付拠出金は廃止する。
- ・ 被用者は退職後、すべて国民健康保険に加入し、その場合、患者自己負担以外の給付金を保険料および被用者保険による制度間共助により賄う。